

# 13 社会参加

## 1. ひきこもりサロン「とまりぎ」

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会在宅支援係 TEL 370-2480 FAX 379-3722  
Eメール [soudan@inagishakyo.org](mailto:soudan@inagishakyo.org)

ひきこもり当事者同士で交流ができる居場所です。おしゃべりをしたり、卓上ゲームをしたり、一人で読書や絵を書いたり、自由に過ごしています。

<対象者> 市内在住のひきこもり等の当事者（障害の有無は問わない）  
※開催日など、詳しくはP1及び上記問い合わせ先までおたずねください。

## 2. ボランティアセンター

詳細はP74をご参照ください。

## 3. 東京都障害者休養ホーム

◆問い合わせ 公益財団法人 日本チャリティ協会 TEL 03-3353-5942  
FAX 03-3359-7964

指定された保養施設の宿泊利用料の一部を東京都が助成します。パンフレット、利用申込書は障害福祉課にあります。申し込み方法はパンフレットをお読みください。

<対象者> ① 都内に住所を有する、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の所持者  
② 上記①に同行する付添い（大人）の方（障害者（児）1人につき1人）

<助成回数> 1人につき一年度2泊まで

ただし本事業は、予算の範囲内で助成することとし、利用状況によっては助成を制限させていただきます。

<助成額> 1泊につき次の額が限度

上記①については 大人 6,490円 子ども 5,770円

上記②については 大人 3,250円

<受付締切> 個人 利用日の2週間前 ※左記期限を過ぎた利用に関しては、助成の対象となりません。  
団体 利用日の3週間前

## 4. 東京都多摩障害者スポーツセンター

◆問い合わせ 多摩障害者スポーツセンター 〒186-0003 国立市富士見台2-1-1  
TEL 042-573-3811 FAX 042-574-8579

スポーツ施設の貸し出しをはじめ、宿泊施設、スポーツ教室・相談や講習会、障害者週間記念事業などの行事、スポーツ大会の開催や障害者スポーツ指導員などの養成も行っています。

障害のある方の豊かな交流の場となるよう、ご利用・ご参加を心からお待ちしています。

- <対 象> ① 障害者手帳をお持ちの方とその介護者  
 ② 障害者の福祉増進を目的とする団体
- <利 用 料> 無料。宿泊施設は障害者と介護者（1名）は1泊1,500円、それ以外の方は2,000円
- <貸出施設> 体育館、トレーニング室、卓球室、サウンドテーブルテニス室、室内温水プール、集会室（団体のみ）、印刷室、録音室、宿泊施設
- <休 館 日> 水曜日（祝日の場合は木曜日）、祝日の翌日（土・日曜日は開館）、年末年始
- <利用方法> 個人利用は利用登録後、団体利用は事前予約（3カ月前から予約可）



## 5. 稲城市立図書館の障害者サービス

◆問い合わせ 稲城市立中央図書館 障害者サービス担当 向陽台4-6-18  
 TEL 378-7111 FAX 378-7162 Eメール [inagilib@library.inagi.tokyo.jp](mailto:inagilib@library.inagi.tokyo.jp)  
 ホームページ <https://www.library.inagi.tokyo.jp/>

市立図書館では、障害のある方に次のようなサービスを行っています。

※対象は、市内にお住まいの方・在勤・在学の方です。

※サービスにより、登録が必要です（代理の方でも結構です）。お気軽にお問合せください。

中央図書館開館時間：午前9時～午後8時

休館日：毎月第4月曜日、年末年始（12月30日～1月3日）、蔵書点検期間

### ☆ 通常の印刷文字による読書が困難な方へのサービス

#### ◆ 録音図書・点字図書

##### ■ 録音図書の貸出

中央図書館では、デイジー版、テープ版の録音図書を所蔵しています。所蔵のないものは、他の図書館から借りて貸出します。

- ・対象 視覚に障害のある方、重度身体障害の方、寝たきりで高齢な方、学習障害等により読書の困難な方など
- ・貸出点数 期間内に読める数
- ・貸出期間 4週間

##### ■ 音訳リクエストサービス（デイジー版）

ご希望の本を稲城市立図書館登録音訳者が音訳します。

##### ■ 読書案内（デイジー版）

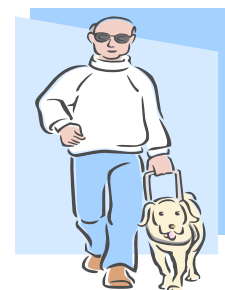
次のようなお知らせを音訳し、ご希望の方にお送りしています。

- ・新着案内（月1回発行）
- ・新聞月報いなぎ版（月1回発行）
- ・いなぎ図書館だより「ひばり」（月1回発行）
- ・東京都公立図書館の録音・点訳図書、拡大写本新作情報（隔月発行）

##### ■ 点字図書の貸出

ご希望の点字図書を他の図書館から借りて貸出します。

- ・貸出点数 期間内に読める数
- ・貸出期間 4週間



#### ◆ 対面朗読

図書館の資料をお読みします。個人の読書の秘密は守ります。

- ・場 所 中央図書館 録音室またはボランティア室
- ・利用時間 午前9時～午後5時 1回60分
- ・申し込み 前日までに日時と資料名を電話またはファックスでお知らせください。

#### ◆ 点訳パソコン（中央図書館ボランティア室）

電話またはファックスでお申し込みください。点訳者の方もご利用いただけます。

（パソコン点字用紙・文書作成用のUSBメモリ等をご持参ください）

#### ◆ 音声読上げパソコン（中央図書館ボランティア室）

印刷物を読上げるパソコンです。利用される方はカウンターにお越しください。

#### ◆ 拡大読書器（中央図書館）

活字等を拡大して表示する機械です。ご自由にご利用ください。

#### ◆ 大活字本

大きい文字を使った本です。

#### ◇ 聴覚に障害のある方へ

- ◆ 筆談・手話によるご案内をいたします。お気軽にカウンターにお越しください。
- ◆ 調べもののご協力をいたします。（代行検索サービス）
- ◆ ファックス、メール、ホームページでの受付もしています。文書の処理とプライバシー保護には十分配慮します。

#### ◇ 車いすの方へ

- ◆ 車いす援助サービス
  - ・ご利用のお手伝いをいたします。
  - ・「バリアフリートイレ」を設置しています。
  - ・館内スペースに段差はありません。
  - ・屋根のある駐車スペースがあります。（中央図書館）
- ◆ 車椅子優先席（中央図書館）  
窓側閲覧席と視聴覚ブースに車いすの優先席があります。



#### ◇ 来館が困難な方へ

- ◆ 図書宅配サービス
  - ・身体や精神の障害・高齢・病気など、図書館を利用したくても来館できない方に、資料をご自宅までお届けします。
  - ・事前登録が必要です。中央図書館に電話または直接お申し込みください。代理の方でもかまいません。



#### ◇ 子どもへのサービス

- ◆ 布の絵本・点字つき絵本  
障害のある子ども達に、布の絵本・点字つき絵本を貸出しています。
  - ・貸 出 2点
  - ・貸出期間 2週間

\*障害のある子ども達を保育している団体・高齢者の介護施設などでもご利用いただけます。

## 6. 点字図書について

### ①おもな点字図書館

#### ◆問い合わせ

日本点字図書館 〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 TEL 03-3209-0241

#### ◆問い合わせ

日本視覚障害者団体連合点字図書館 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2  
TEL 03-3200-6160

点字図書、録音図書の製作・貸出の他、各図書館により盲人生活用具の研究開発と普及、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の公立図書館では対面朗読や録音テープの貸出を行っています。

### ②市内の点訳サービス

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 378-3800 FAX 378-4999

視覚障害者で希望する方に、一般出版物や電化製品などの説明書等をボランティアグループ(六点の会)が点訳をします。

### ③声の広報等の配布(市)

◆問い合わせ 秘書広報課 広報広聴係 TEL 378-2111 (代表)  
生涯学習課 社会教育・公民館係 TEL 377-2121 (直通)  
議会事務局 庶務調査係 TEL 378-2111 (代表)

視覚障害者のために、音読版の「広報いなぎ」、「生涯学習だより ひろば」、「いなぎ市議会だより」を作成し配布しています。申込みなど詳しくは上記へお問合せください。

### ④点字に関する日常生活用具購入費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表)

詳細は P53 をご参照ください。

## 7. 視覚障害者への支援施設

### ➤ 東京視覚障害者生活支援センター

〒162-0054 新宿区河田町 10-10 TEL 03-3353-1277 FAX 03-3353-1279

- 障害者総合支援法の訓練事業を提供する通所の事業所です。視覚障害のある方の日常生活における不便さや不自由さを、少しでも軽減・解消するための機能訓練と、一般事務職として企業等での就労を目指したり、あん摩マッサージ指圧師の有資格者がヘルスキーパー等で就職することを目指す就労移行支援の2つのコースがあります。

### ➤ 日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4  
TEL 03-3209-0241 FAX 03-3204-5641

- 点字・録音図書の貸出・配信、中途視覚障害者のための点字教室、IT教室、用具の斡旋販売、点字案内板・触知案内図の製作、個人の希望による点字資料・録音資料の製作、対面朗読、点字名刺・点字メニュー・その他各種点字文書の製作、自立訓練(生活訓練)、「ふれる博物館」の運営

➤ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

TEL 03-3200-0011 (代表) FAX 03-3200-7755

- 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員・朗読奉仕員指導者の養成、全国の視覚障害者団体に対する連絡及び助成事業、点字図書の貸出、点字出版所・総合相談室・録音製作所の設置経営、点字情報ネットワーク、福祉用具の販売斡旋等事業、福祉一般に関する調査研究、情報宣伝及び文化活動、あん摩・指圧・はり・きゅう等の生業の安定及び職域拡大のための調査研究並びに健康保険取り扱い等の経営指導、国内外の関係団体との相互交流、協力事業

➤ 公益社団法人東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23

TEL 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005 Eメール info@tomoukyo.or.jp

- 中途失明者緊急生活訓練(歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練、PC訓練についてマンツーマンで指導)、家庭生活訓練(調理・生花・手芸などの科目について講習)、刊行物作成配布(毎月1点、原則として都政刊行物等のうち、特に視覚障害者に必要な情報を点字本及び録音物として作成し配布)、盲青年等社会生活教室(視覚障害者の青年及び高齢者層に対する社会生活に必要な知識習得のための講習)  
※ 対象者、詳細はお問い合わせください。



➤ 東京ヘレン・ケラー協会

- ヘレン・ケラー学院(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成)、ガイドヘルパー養成事業  
〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 TEL 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

- 点字図書館

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 TEL 03-3200-0987 FAX 03-3200-0982

- 点字出版、盲人用具センター

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-4 TEL 03-3200-1310 FAX 03-3200-2582

➤ 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター

〒167-0034 杉並区桃井 4-4-3 スカイコート西荻窪 2

TEL 03-5310-5051 FAX 03-5310-5053

- 月刊誌「視覚障害」(活字・点字・テイジー・CD版)、点字教科書、杉並区等の広報(点字・CD・カセット版を受託)等の出版、点字通信教育等々および就労継続支援B型「チャレンジ」の運営

➤ 国立障害者リハビリテーションセンター

〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1 自立支援局 総合相談課

TEL 04-2995-3100 (代表) FAX 04-2992-4525 (総合相談課直通)

- 視覚障害者に対する自立訓練(機能訓練)：移動訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練(パソコン、点字など)、ロービジョン訓練
- 視覚障害者に対する就労移行支援(養成施設)：あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格取得のための基礎および専門カリキュラム

➤ 日本視覚障害者職能開発センター

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5 TEL 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967

- 視覚障害者に職業相談・職業訓練を行うとともに、生活全般にわたる各種相談等を行っています。また、センター内に就労支援施設「東京ワークショップ（就労継続支援B型）」（テープ起こし作業等）、「東京ワークショップ（就労移行支援）（就労定着支援）」（パソコン等の訓練）、視覚障害者の事務職への就労に向けた支援・訓練の場として「事務処理科（OA事務科／ビジネス・ワーク科）」、生活全般にわたる訓練として「自立訓練（生活訓練）」が設置されています。募集期間等はお問い合わせください。

## 8、聴覚障害者への支援施設

➤ 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（東京都の聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 TEL 03-6833-5004 FAX 03-6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

- 生活相談、聞こえの相談、精神保健福祉相談、字幕付・手話付のビデオ・DVDの貸出、字幕付16ミリフィルムの貸出、聴覚障害者関係図書の貸出、文化教養講座の実施、手話・聴覚障害に関する情報提供（詳細はお問合せ下さい）

➤ 東京聴覚障害者支援事業所

〒150-0011 渋谷区東1-23-3

TEL 03-5464-6058 FAX 03-5464-6059

Eメール（相談予約） soudan@ap.wakwak.com

※利用するためには、地域の障害福祉担当窓口での手続きが必要となります。



- 指定特定相談支援事業 RONA プラン  
聴覚障害者（児）の方から相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価を行います。
  - ・対象：都内および関東近郊の聴覚障害者（児）や聴覚障害を併せ持った重複障害者（児）
  - ・事前に予約が必要です。
- 就労移行支援事業 RONA スクール  
一般就労を目指す聴覚障害者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。リワーク支援としての利用も可能です。就職した後も、就労定着支援事業 RONA サポートで引き続き支援できます。
  - ・見学または体験可能ですので、希望者は直接お問い合わせください。

## 9、選挙に関する情報提供

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111（代表）

選挙管理委員会では、選挙公報の音読版を「選挙のお知らせ」として郵送しています。ご希望の方は選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

## 10、郵便等による投票

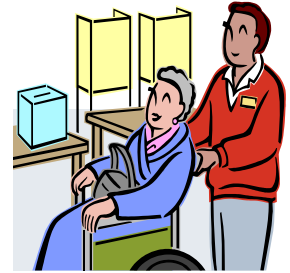
◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111 (代表)

重度の障害があり、投票所に行くことが困難な方が郵便等により投票ができる制度です。

<対象者>

【自分で字を書くことができる方】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で次の等級の方
  - ・ 両下肢、体幹若しくは移動機能の障害の1級又は2級
  - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害の1級又は3級
  - ・ 免疫、肝臓の障害の1級から3級
- ②戦傷病者手帳をお持ちの方
  - ・ 両下肢、体幹の障害の特別項症から第2項症
  - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害の特別項症から第3項症
- ③介護保険の被保険者証が要介護5に認定されている方



【自分で字を書くことが困難な方】・・・代理記載制度

- ・ 上記の①～③のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢又は視覚障害1級と記載されている方
- ・ 戦傷病者手帳に上肢又は視覚障害が特別項症から第2項症までであると記載されている方

<申込方法>

いつでも申請できます。「郵便等投票証明書交付申請書」に記入のうえ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のうち、上記いずれかの要件を満たすことが確認できるものを添えて申請してください。該当となる方に「郵便等投票証明書」を郵送にて交付いたします。

代理記載制度についても届出書により、あらかじめ手続きが必要となります。

※申込書類は、選挙管理委員会事務局にありますので、上記にお問い合わせください。

<投票手続>

「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、「投票用紙等交付申請書」により、投票日前4日までに投票用紙を郵便で請求し、自宅等で投票を記入して投票日までに届くよう郵便で返送してください。

## 11、代理・点字投票

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111 (代表)

投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方のために点字投票の用意をしています。事前の手続は不要ですので、投票所受付にお申し出ください。

## 12、自動車運転免許取得費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

自動車教習費を下記のとおり助成します。

<対象者> 18歳以上の身体障害者又は知的障害者で、次のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級、又は愛の手帳4度以上の方。運転免許適性試験の合格が必要な場合があります。

※内部障害4級、下肢又は体幹機能障害4～5級の方で、歩行が困難な方も対象になります。

- ② 引き続き3か月以上市内に居住している方
- ③ 本人の前年の所得税の年額が40万円以下の方
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

<助成額> 第一種普通自動車運転免許の場合、教習所などの入所料、教習料などの助成対象経費の2/3の額です。ただし次の額を限度とします。

前年の所得税額	助成限度額
0円	164,800円
1円～42,000円	144,200円
42,001円～400,000円	123,600円

<手続き> 必ず教習所に入所する前に身体障害者手帳または愛の手帳、取得費用の概算がわかる資料（パンフレット等）をもって、相談・申請してください。

※身体障害者又は知的障害者が運転免許を取得する場合、障害の程度により、補装具類を着用したり、車種を限定することにより合格基準に達する場合がありますので、詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ 警視庁府中運転免許試験場 所在地 府中市多磨町3-1-1 TEL 042-362-3591

## 13. 自動車運転訓練(通所)

◆問い合わせ 国立障害者リハビリテーションセンター 自動車訓練室 TEL 04-2995-3100 (代表)

運転免許取得後に障害が発生した方、障害状態が変わった方、障害後に長期間自動車運転を中断された方に対して、障害の状態に応じて運転補助装置の装備された自動車を、安全に運転できるよう次の実車訓練を行います。

<訓練対象者> 次のいずれにも該当される方です。

- ① 肢体不自由の方でかつ在宅から通所できる方
- ② 既に普通自動車の運転免許を取得されている方

<訓練内容> ① 基礎訓練(所内コース)  
② 応用訓練(路上コース)  
③ アンチ・スキッド・トレーニング(滑りやすい路面での制動訓練)など

<その他> 訓練費用は、有料となります。

なお、民間の教習所でも、ペーパードライバーに対する教習として改造自動車の訓練を行っている所があります。各教習所にお問い合わせください。



## 14. 自動車改造費の助成(運転補助装置の取付)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

手足に不自由があっても、ハンドルやアクセル・ブレーキ等を改造し、操作方法を替えることで自ら自動車を運転できます。

その改造費を下記のとおり助成します。

- <対象者> 18歳以上の身体障害者で、次のすべてに該当する方
- ① 上肢、下肢または体幹機能障害1・2級の方
  - ② 自ら所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置などを改造する必要がある方
  - ③ 本人又は扶養義務者等の前年の所得が所得制限限度額の範囲内の方



<助成額> 1台につき133,900円を限度に助成します。  
ただし、操向装置、駆動装置などの改造経費に限ります。

<手続き> 必ず改造前に、身体障害者手帳、運転免許証、改造内容を示した見積書をもって申請してください。

## 15. オストメイト対応トイレの位置情報検索サービス

◆問い合わせ 運営 カンタンシステムズ株式会社 Eメール [info@ostomate.jp](mailto:info@ostomate.jp)

人工肛門や人工膀胱造設のため、腹部のストマ装具を着用している方(オストメイト)が利用できるトイレの位置情報を何時でも何処でもインターネットで検索できます。

ホームページ(オストメイトJP) <https://www.ostomate.jp/>

パソコン、スマートフォン、携帯電話から共通でご利用可能

